(目的)

第1条 本事業は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この事業による支援の対象者は、岩美町(以下「町」という。)に居住する法第2条第1項に規定する生活困窮者であって、 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16 号。以下「規則」という。)第4条に定める要件を満たす者とする。 ただし、他自治体の住民から相談があった場合には、当該自治体 と調整の上、連携して対応に当たるものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、この事業における支援を受けること が必要と町長が認める者。

(事業の目標及び取組)

- 第3条 本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりとし、以下の取組を実施する。
 - (1)包括的かつ継続的な相談支援
 - ア 生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認(以下「アセスメント」という。)した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画(以下「プラン」という。)を策定すること。
 - イ プランに基づく様々な支援が始まった後も、それらの効果 を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就 労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えてい くこと。
 - (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ア 生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意すると ともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていくこと。
- イ 生活困窮者の支援に当たっては、既存の社会資源を積極的 に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新た に開発することに努めること。

(配置職員)

- 第4条 町が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関 (以下「自立相談支援機関」という。)には、主任相談支援員、相 談支援員及び就労支援員(以下「相談支援員等」という。)を配置 することを基本とする。
- 2 相談支援員等は、各事業の実施に支障がない場合に限り、兼務 することができる。
- 3 相談支援員等は、原則として、厚生労働省が実施する養成研修 を受講し、修了証を受けた者とする。
- 4 相談支援員等は、次の業務を行う。
 - (1) 主任相談支援員は、自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。
 - (2) 相談支援員は、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成 を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的 な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援な どのアウトリーチ等を行う。
 - (3) 就労支援員は、生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、 公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社 会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓 練、就職支援等の就労支援を行う。

(包括的かつ継続的な相談支援)

- 第5条 生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下 の手順で実施する。
 - (1) 生活困窮者の把握・相談受付
 - ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を福祉課に設置し、来所による相談を受け付ける。また、 生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいる

ことから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域内の関係機関のネットワーク強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

また、それぞれの担当課においては、役場内の関係部局との連携を強化し、関係部局から自立相談支援機関へとつなぐ 具体的な紹介ルールを設定するとともに、相談内容を共有する「相談・連絡票」(別添参考)を定めておくこととする。

- イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他 制度や他機関へつなぐことが適当かを判断(振り分け)する。
- ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明 らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場 合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。
- エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込みを受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断(スクリーニング)する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつなぎが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

(2) アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な 支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメン ト結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支 援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。 なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら 策定するものであることから、プランの策定に当たっては、 本人の意思を十分に尊重するものとする。

- イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援(住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用等)や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。
- ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の(ア)から(キ)までに掲げる法に基づく支援、(ク)から(コ)までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。
 - (ア) 住居確保給付金の支給
 - (イ) 就労準備支援事業
- (ウ) 一時生活支援事業
- (工) 家計相談支援事業
- (才) 認定就労訓練事業
- (カ) 子どもの学習支援事業
- (キ)(ア)から(カ)までのほか、生活困窮者の自立の促進を 図るために必要な事業
- (ク)公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促 進事業
- (ケ) 生活福祉資金貸付事業
- (コ)上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員に よる見守り活動等のインフォーマルによる支援
- エ プラン案作成後、次条に規定する支援調整会議を開催し、 プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プ ランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等につ いて調整を行う。
- オ 町は、支援調整会議において、(2)のウの(イ)、(エ)及び(オ)の事業(以下、「就労準備支援事業等」という。)が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定(「第7条 支援決定」参照)を、(2)のウの(カ)、(ケ)又は(コ)の事業等については支援内容

- の確認を行う。なお、町以外の自立相談支援機関にあっては、 就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議におい て了承された場合、当該プランを町に報告する。
- カ (2)のウの(ク)の事業につなぐ場合については、町が プランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支 援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共 職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。
- キ 自立相談支援機関は、町の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。
- (3) 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結
 - ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。
 - イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握(モニタリング)する。
 - ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、おおむね 3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議 において行う。
 - (ア) 目標の達成状況
 - (イ) 現在の状況と残された課題
 - (ウ)プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意 見等
 - エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関への つなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じて フォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間につい ては、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談 に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。
 - オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

(支援調整会議)

- 第6条 支援調整会議は、プランの策定等に当たり、以下の4点を 主な目的として開催するものである。
 - (1) プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、町及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

(2) 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化する。

(3)プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自 立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

(4) 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握 した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源 の創出に向けた取組を検討する。

- 2 具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況など 地域の実情に応じ支援調整会議開催のルールを別に定めるものと する。プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、町 が支援決定を行う役割を担うことから、町担当者が支援調整会議 に出席することを基本とする。
- 3 支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて町やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

(支援決定)

- 第7条 町は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。
 - (1) 町による支援決定は、以下の手順により行うものとする。 ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを 町に提出する。
 - イ 町はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方 針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の 利用要件に該当しているかを確認する。

- ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用 要件に該当していることが確認できた場合は、町内部におい て決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。
- (2)上記(1)のイにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、 支援決定ができない理由がある場合は、町はその理由を速やか に自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機 関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・ 調整を行い、見直したプランを改めて町に提出する。

(生活困窮者支援を通じた地域づくり)

- 第8条 生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図るものとする。
- 2 自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努めるものとする。

(住居確保給付金の手続)

第9条 住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等(自 治体が行う支給決定に関する事務を除く。)は、自立相談支援機関 において行う。

(事業実施に係る留意事項)

- 第10条 事業の実施に当たって自立相談支援機関は、「自立相談支援事業の手引き」及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」に基づいて実施する。
- 2 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める 「自立相談支援機関使用標準様式(アセスメントシート・プラン シート等帳票類)」を使用し、利用者ごとに支援台帳を作成し、管 理するものとする。
- 3 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておく ことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること とする。

- 4 この事業の実施の携わる職員は、利用者のプライバシーの保持 に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的 以外で他に漏らしてはならない。この事業の委託が終了し、又は 解除された後においても同様とする。
- 5 身分を示す証明書の携行

この事業に従事する職員及び相談支援員等は、法第15条第3号に定める当該職員であることを証する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。なお、身分を示す証明書の様式は、規則第25条に定める様式第3号とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業を行うに当たって必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。